

「水防災意識社会」の再構築に向けた取組状況

平成31年5月31日

京都府建設交通部

京都府減災対策協議会設立について

◇背景

- 平成27年9月に発生した関東・東北豪雨を受け、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革を促し、**社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要**であると答申。
- 平成28年8月、相次いで発生した台風により、北海道、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に**岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生**。
- 国土交通省においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組を、全国の国管理河川において進めており、**平成28年夏より都道府県が管理する河川にもこの取組を拡大し進めていた**。
- 今回の中小河川等における被害の状況に鑑みると、**ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべき**であり、平成29年出水期までに一部でも効果を出すよう努力すべき。

中小河川等における水意識社会の再構築のあり方について(平成29年1月)の概要

◇設立の趣旨

こうした背景を踏まえ、京都府では**国、京都府、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、常に社会全体で備える「水防災意識社会」を再構築**することを目的に**京都府減災対策協議会を設立**する。

京都府減災対策協議会

平成29年5月31日設立



二級水系

京都府二級圏域減災対策協議会

関係市町村

舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

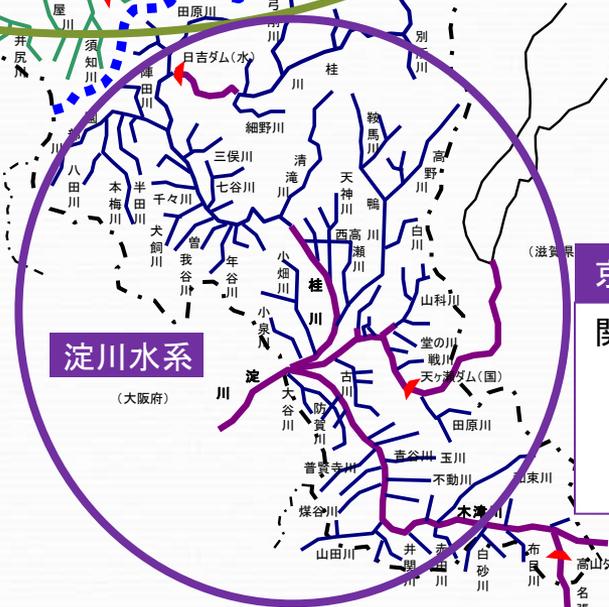


由良川水系

京都府由良川圏域減災対策協議会

関係市町村

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町



淀川水系

京都府淀川圏域減災対策協議会

関係市町村

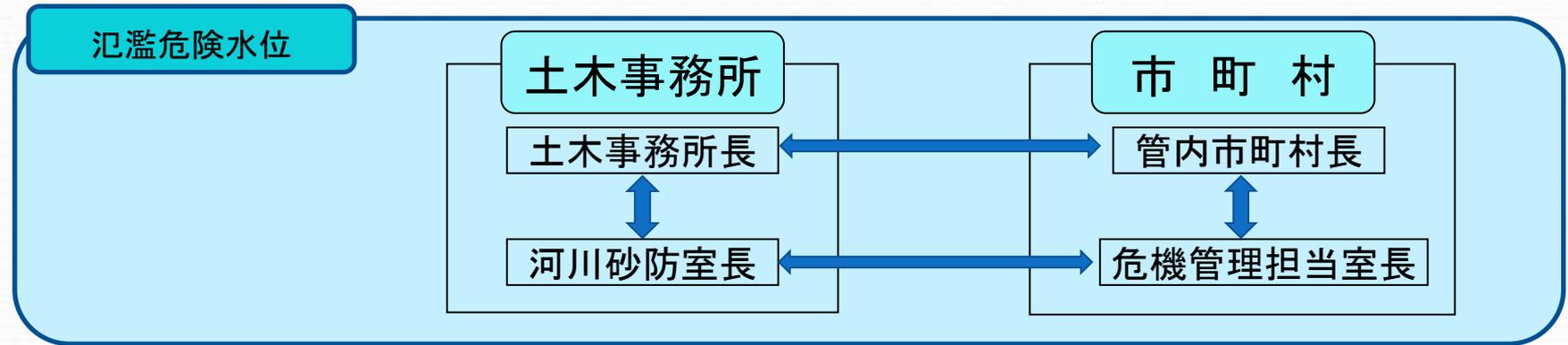
京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

- 凡例
- 一級河川(直轄管理区間)
 - 淀川水系一級河川(指定区間)
 - 由良川水系一級河川(指定区間)
 - 二級河川
 - 海岸保全区域(国土交通省河川局所管)
 - ダム

避難勧告等の発令に着目した水害、土砂災害 に関するホットラインの構築

■ホットラインの構築（京都地方気象台、京都府、関係市町村）

◇氾濫危険水位到達や土砂災害警戒情報発表など避難勧告等発令の契機となる情報について、ホットラインによる情報共有を図る。



平成29年台風18, 21号接近時、平成30年7月豪雨時など
において、ホットラインを活用

水害・土砂災害ハザードマップの更新・周知

■「水防法」及び「災害からの安全な京都づくり条例」に基づく洪水浸水想定区域図

◇ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表

洪水予報河川及び水位周知河川

- ・ 洪水浸水想定区域
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・ 浸水継続時間

上記の河川以外の河川

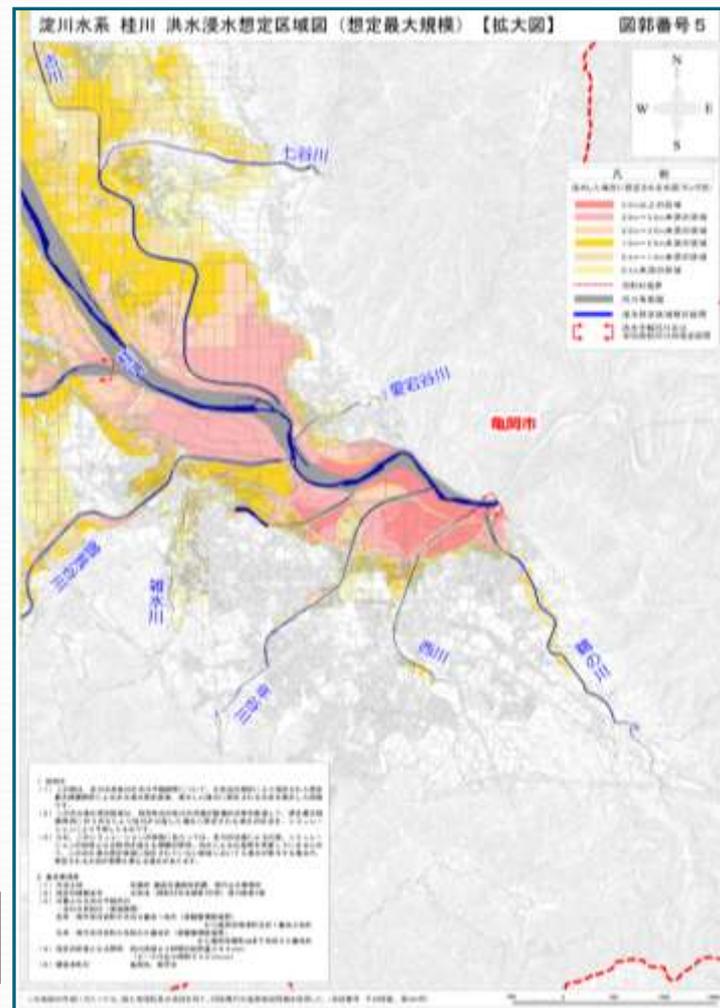
- ・ 洪水浸水想定区域

◇ 公表について

- ・ 全ての府管理河川 377河川について作成・公表
- ・ 平成30年度 141河川公表済
- ・ 今年度も2回にわけて公表予定（5月30日 31河川）



市町村はハザードマップに反映



住民避難の目安となる防災情報の充実

■危機管理型水位計の設置推進

○ 目的

・洪水の危険が高まった際に、リアルタイムで水位情報を提供し、円滑な住民避難に役立てるために設置する

○ 危機管理型水位計とは

- ・一定の水位以下のときは、1日1回水位確認のみ行う
- ・観測開始水位に達すると10分間隔等で計測を開始する

○ 設置の基準

以下の条件をもとに、住民避難に効果的な箇所を決定

- ・平成29年台風18号、21号、平成30年7月豪雨等で人家浸水被害等のあった河川
- ・氾濫により人家被害が発生するおそれのある河川
- ・浸水実績があり、住民避難に活用など、市町村から要望がある河川

○ 設置箇所

- ・概ね3年で約120箇所に設置(平成30年度 59河川(62基))

危機管理型水位計の設置箇所 <府内中小河川62箇所>

京都府水位観測所（危機管理型水位計）

観測所名	河川名	所在地	管理者
京都-鞍馬川-1	鞍馬川	京都市左京区鞍馬二ノ瀬町	京都土木事務所長
京都-岩倉川-1	岩倉川	京都市左京区西河原町岩倉	
京都-久多川-1	久多川	京都市左京区久多下の町	
乙訓-善峰川-1	善峰川	京都市西京区大原野石見町 石見橋付近	乙訓土木事務所長
山北-奥山田川-1	奥山田川	綴喜郡宇治田原町奥山田	山城北土木事務所長
山北-田原川-1	田原川	綴喜郡宇治田原町岩山	
山北-犬打川-1	犬打川	綴喜郡宇治田原町南志免山 名村橋付近	
山北-大谷川-1	大谷川	八幡市橋本東山本 尻江公園付近	
山北-遠藤川-1	遠藤川	京田辺市三山木南垣内 三山木保育園付近	
山北-普賢寺川-1	普賢寺川	京田辺市水取地蔵講 普賢寺幼稚園付近	
山南-萩の谷川-1	萩の谷川	木津川市山城町綺田 外高島北橋付近	山城南土木事務所長
山南-小川-1	小川	木津川市木津小川 木津合同樋門付近	
山南-和束川-1	和束川	相楽郡和束町石寺	
山南-井関川-1	井関川(二ツ樋)	木津川市木津山田川 二ツ樋樋門付近	山南土木事務所長
山南-井関川-2	井関川(反田川)	木津川市木津門樋 反田川交差点付近	
南丹-由良川-1	由良川	船井郡京丹波町坂原 道の駅和敷地内	南丹土木事務所長
南丹-上和知川-1	上和知川	船井郡京丹波町上栗野 上栗野バス停付近	
南丹-井尻川-1	井尻川	船井郡京丹波町井尻 西河原橋付近	
南丹-東所川-1	東所川	南丹市八木町八木嶋 京都縦貫道八木東IC付近	
南丹-山内川-1	山内川	亀岡市吉川町吉田 山内川橋付近	
南丹-鶴ノ川-1	鶴ノ川	亀岡市篠町山本 第三見晴北公園付近	
南丹-法貴谷川-1	法貴谷川	亀岡市曾我部町犬飼	
南丹-質美川-1	質美川	船井郡京丹波町質美 質美橋付近	
南丹-土師川-1	土師川	船井郡京丹波町鎌谷下	
南丹-曾根川-1	曾根川	船井郡京丹波町曾根 曾根川橋付近	
南丹-本梅川-1	本梅川	南丹市園部町穴人 園部町林業総合センター付近	
南丹-陣田川-1	陣田川	南丹市園部町内林町三号 曾我谷橋付近	
南丹-栢原川-1	栢原川	亀岡市西別院町万願寺 亀岡市立別院中学校付近	

京都府水位観測所（危機管理型水位計）

観測所名	河川名	所在地	管理者
中東-古和木川-1	古和木川	綾部市故屋岡町 山口神社付近	中丹東土木事務所長
中東-上八田川-1	上八田川	綾部市岡安町 岡安交差点付近	
中東-安場川-1	安場川	綾部市岡町 九反田橋付近	
中東-畑口川-1	畑口川	綾部市五津合町 睦志バス停付近	
中東-犀川-1	犀川(物部大橋)	綾部市物部町 物部大橋付近	
中東-八田川-1	八田川	綾部市梅迫町 梅迫橋付近	
中東-志楽川-1	志楽川	舞鶴市溝尻町 舞鶴市立東図書館付近	
中東-与保呂川-1	与保呂川	舞鶴市浜 養老橋付近	
中東-祖母谷川-1	祖母谷川	舞鶴市溝尻町 河川公園内	
中東-伊佐津川-1	伊佐津川	舞鶴市字魚屋 高砂橋付近	
中東-高野川-1	高野川(新大橋)	舞鶴市字寺内 新大橋付近	中丹西土木事務所長
中東-高野川-2	高野川(円隆寺)	舞鶴市引土 新京橋付近	
中西-雲原川-1	雲原川	福知山市大江町天田内	
中西-大呂川-1	大呂川	福知山市字下天津 天王橋付近	
中西-佐々木川-1	佐々木川	福知山市字一ノ宮 三岳郵便局付近	
中西-竹田川-1	竹田川	福知山市字田野 庵戸橋付近	
中西-大谷川-1	大谷川(新外橋)	福知山市字土 かけと橋付近	
中西-谷河川-1	谷河川	福知山市大江町公庄 公庄交差点付近	
中西-枯木川-1	枯木川	福知山市大江町南有路 道路情報盤付近	
中西-蓼原川-1	蓼原川	福知山市大江町蓼原	
中西-尾藤川-1	尾藤川	福知山市大江町尾藤	
中西-在田川-1	在田川	福知山市大江町在田 在田区公会堂付近	
中西-相長川-1	相長川	福知山市大字報恩寺	
中西-千原川-1	千原川	福知山市夜久野町千原 千原川橋付近	
中西-畑川-1	畑川	福知山市夜久野町今西中	
中西-牧川-1	牧川	福知山市夜久野町 精華橋付近	
中西-直見川-1	直見川	福知山市夜久野町直見	
中西-土師川-1	土師川(河川公園)	福知山市夜久野町今西中	
丹後-大雲川-1	大雲川	宮津市字脇	丹後土木事務所長
丹後-加悦奥川-1	加悦奥川	与謝野町字加悦	
丹後-犀川-1	犀川(養老)	宮津市字岩ヶ鼻	
丹後-吉野川-1	吉野川	京丹後市丹後町谷内	
丹後-新庄川-1	新庄川	京丹後市網野町下岡	
丹後-木津川-1	木津川	京丹後市網野町木津	
合計	62箇所		

危機管理型水位計の運用について

- 国土交通省HP 川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>) により携帯(スマートフォン)で確認
- 「設置箇所」及び「現状水位」を確認
- 危険水位超過(避難の目安となる水位)、氾濫開始水位(河川が溢れる水位)を確認



要配慮者利用施設における確実な避難

○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。

○計画作成促進のために、洪水を対象とした講習会の進め方を実施します。

- ・全国の洪水浸水想定区域内の避難確保計画の作成率は8%(H29.3現在)です。
- ・国土交通省では、2021年(平成33年)までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

「水防法等の一部を改正する法律」の施行説明会資料

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。